

東京工科大学安全保障輸出管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、東京工科大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針及び体制並びに管理手続きについて必要な事項を定めることにより、本学教職員が輸出管理の精神を遵守するとともに、誠実に遂行し、国際的な平和及び安全の維持並びにわが国の学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等とは、外為法及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は別紙2に該当する非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供されることが明らかな別紙2に該当する居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出とは、外国に向けて貨物を送付すること（海外出張の際に自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）及び外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4) 取引とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術とは、外国為替令（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物とは、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制とは、外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合の規制をいう。
- (8) 該非判定とは、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 用途確認とは、技術又は貨物の用途について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを確認することをいう。
- (10) 需要者確認とは、技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを確認することをいう。
 - ア. 経済産業省が作成する外国ユーザーリストへの掲載の有無
 - イ. 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行っている又は行ったことがある
 - ウ. 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関又はこれらに所属

している

- (11) 懸念情報とは、提供する予定の技術又は輸出する貨物、若しくは技術を提供する予定の相手先又は貨物を輸出する相手先が以下の項目に該当することをいう。
- ア．リスト規制貨物・技術に該当する
 - イ．経済産業省が作成する外国ユーザーリストに掲載されている
 - ウ．大量破壊兵器や通常破壊兵器等の開発等に使用される恐れがある
- (12) 取引審査とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者を確認し、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (13) 大量破壊兵器等とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (14) 通常兵器とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (15) 開発等とは、開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (16) 教職員等とは、本学の教職員（派遣職員を含む。）及び本学が委嘱する非常勤教育職員、特別研究員並びに片柳研究所で外部機関等から参加する所員・研究員をいう。
- (17) 学生等とは、本学の学部学生、大学院学生、研究生をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学における教職員等及び学生等が本学における学術研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと
- (2) 取引にあたっては、外為法等及びこの規程を遵守すること
- (3) 輸出管理を適切に実施するための体制の整備・充実を図り、輸出管理の適正な実施を図ること

(最高責任者)

第5条 前条の基本方針を適切に実施するため、輸出管理に係る業務を適性かつ円滑に実施し、輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うために、本学に輸出管理における最高責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2. 最高責任者は、本学における輸出管理に関する業務を統括し、該非判定及び取引審査の最終的な決定並びに輸出管理に関わる経済産業大臣への許可申請手続、その他必要な業務を行う。

(輸出管理責任者)

第6条 最高責任者を補佐し、輸出管理に関する事務を統括するため、輸出管理責任者を置き、大学事務局長をもって充てる。

(委員会)

第7条 本学において、輸出管理業務を円滑に実施するため、東京工科大学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、次の各号に定める事項について審議する。
 - (1) 該非判定及び取引審査の判定に関する事項
 - (2) 教職員等及び学生等に対する教育・啓発活動に関する事項
 - (3) 輸出管理に係わる監査に関する事項
 - (4) その他輸出管理に関する重要事項
3. 委員会は、学長直属の委員会とする。
4. 委員会は、最高責任者を委員長、輸出管理責任者を副委員長とし、次の委員をもって構成する。ただし、第1号の委員については、担当するキャンパスに係わりのない審議の場合には出席を要しないものとする。
 - (1) 副学長
 - (2) 第2項第1号を審議する場合は、委員長が副委員長と協議のうえ指名する教員 数名
 - (3) 大学事務局から委嘱される職員 若干名
5. 委員長は、前項2号の指名にあたっては、審議対象となる技術等に係わる専門知識を有する教員を指名することにより、その役割を全うするにふさわしい構成による審議となるよう配慮するものとする。
6. 委員長は、第2項第1号の審議にあたっては、当該審議に係わる教員等に提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物に関する説明を求めることができる。
7. 第4項第1号及び第2号の委員が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合、当該委員は、当該審議に加わることはできない。

(事前確認)

第8条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、相手先に関する懸念情報及び別紙1「例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)」について確認するとともに、海外出張届又は様式1「輸出管理セルフチェックシート(海外とコンタクト)」又は様式2「輸出管理セルフチェックシート(人の受け入れ)」で事前確認を行い、大学事務局八王子キャンパス業務部業務課(以下「業務課」という。)に届出なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合及び経済産業大臣から許可を受けるべき旨通知を受けている場合(以下「インフォーム通知」という。)は、「輸出管理セルフチェックシート」による事前確認を省略することができる。

2. 業務課は、前項の届出があった場合には、取引審査の要否について慎重に確認のうえ、輸出管理責任者による承認を得て、その結果を当該教職員等に通知する。

(該非判定、用途確認・需要者確認及び取引審査)

第9条 教職員等は、前条の事前確認により、取引審査の手続きが必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合若しくはインフォーム通知を受けた場合には、様式3「輸出管理確認・審査票（技術の提供・貨物の輸出用）」及び様式5「明らかガイドラインシート」又は様式4「輸出管理確認・審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入用）」の様式を用いて該非判定、用途確認及び需要者確認をおこない、最高責任者に申請しなければならない。

2. 最高責任者は、前項の申請があった場合には、委員会において該非判定及び取引審査について審議し、その結果を申請者に通知するものとする。ただし、インフォーム通知を受けている場合は、速やかに経済産業大臣への許可申請手続きを行うものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第10条 最高責任者は、前条第2項の審議の結果、当該取引が外為法等に基づく経済産業大臣の許可を要する取引と判断した場合には、遅滞なく経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

(技術の提供管理)

第11条 技術を提供する者は、第8条の事前確認及び第9条の取引審査の手続きが行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第8条の事前確認により取引審査の手続きが不要と判断されている場合は、この限りでない。

2. 技術を提供する者は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第12条 貨物を輸出する者は、第8条の事前確認及び第9条の取引審査手続きが行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第8条の事前確認により取引審査の手続きが不要と判断されている場合は、この限りでない。

2. 貨物を輸出する者は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
3. 貨物を輸出する者は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続きを取り止めるとともに輸出管理責任者に報告しなければならない。
4. 輸出管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、最高責任者と協議して適切な

措置を講じなければならない。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第13条 技術を提供した者及び貨物を輸出した者並びに業務課は、輸出管理に係る文書・図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、7年間保管しなければならない。

(監査)

第14条 輸出管理責任者は、最高責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

(調査)

第15条 輸出管理責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(教育)

第16条 最高責任者は、教職員等に対し、外為法等および本規程の遵守の重要性を理解させ、輸出管理の適正な実施を図るため、計画的に教育を行うものとする。

2. 教職員等は、研究室等で指導する学生等に対し、外為法等及び本規程の遵守についての理解を深めるため必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

(学生等が取引をする場合の取り扱い)

第17条 教職員等は、研究指導を担当している学生等が、本学における研究活動の一貫として取引を行う場合は、当該学生等の協力を得て、輸出管理に係る手続きを行わなければならない。

(報告)

第18条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反するおそれがある事実を知った場合は、その旨を輸出管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2. 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合、当該報告の内容を調査し、その結果を最高責任者に報告しなければならない。

3. 最高責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告しなければならない。

(再発防止)

第19条 最高責任者は、前条第3項の措置等を行った場合は、その原因を究明し、再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

(懲戒)

第20条 教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合に

は、東京工科大学就業規則違反等に関する委員会及び東京工科大学懲罰委員会の審議を経て懲戒処分を科すことがある。

(庶務)

第21条 この規程の庶務は、関係部署の協力を得て、大学事務局八王子キャンパス業務部業務課が行う。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。